

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表（第46条第2項抜粋） （傍線部分は改正部分）

改正	現行
制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け	制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け
改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け	改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け
改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け	改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け
改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け	改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け
改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け	改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け
改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け	改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け
改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け	改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け
改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け	改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け
改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け
改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け	改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け
改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け	改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け
改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け	改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け
<u>改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け</u>	改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け
電気設備の技術基準の解釈	電気設備の技術基準の解釈
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
<p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技</p>	<p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技</p>

改正	現行
<p>術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p> <p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p> <p>目次 (略)</p>	<p>術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p> <p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p> <p>目次 (略)</p>
<p>【太陽電池発電所等の電線等の施設】（省令第4条）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2 <u>太陽電池モジュールの支持物は、次の各号に適合するものであること。</u></p> <p>一 <u>支持物は、自重、地震荷重、風圧荷重、積雪荷重に対し安定であること。</u></p> <p>二 <u>日本工業規格 JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」によって算出される設計荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下になること。</u></p> <p>三 <u>支持物を構成する各部材には、前号に規定する許容応力度を満たす設計に耐える安定した品質をもつ材料を用いること。</u></p> <p>四 <u>太陽電池モジュールと支持物の接合部、支持物の部材間及び支持物の架構部分と基礎部分の接合部における存在応力を確実に伝える構造とすること。</u></p> <p>五 <u>土地に自立して施設される支持物の基礎部分は、次の各号に適合するものであること。</u></p> <p>イ <u>杭基礎若しくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと同等以上の支持力を有するものであること。</u></p> <p>ロ <u>上部構造から伝わる荷重に対して、上部構造に支障をきたす沈下、浮上がり及び横方向への移動を生じないものであること。</u></p> <p>六 <u>支持物に使用する部材は、腐食及び腐朽しにくい材料又は防食のための適切な措置材料を使用すること。</u></p> <p>七 <u>土地に自立して施設される太陽電池発電設備のうち設置面からの太陽電池アレイの最高高さが9mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に基づく構造強度等</u></p>	<p>【太陽電池発電所等の電線等の施設】（省令第4条）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2 <u>太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格 JIS C 8955（2004）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定される強度を有するものであること。また、太陽電池発電設備の高さが4mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に適用される同法に基づく構造強度に係る各規定に適合するものであること。</u></p>

改正	現行
<u>に係る各規定に適合するものであること。</u>	
<u>附 則 (20180824保局第2号)</u> 1 <u>この規程は、公布の日から施行する。</u> 2 <u>この規程の施行の際現に電気事業法第48条第1項の規定による電気事業法施行規則第65条第1項第1号に定める工事の計画の届け出がされ、若しくは設置又は変更の工事に着手している太陽電池モジュールの支持物については、改正後の電気設備の技術基準の解釈第46条第2項の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。</u>	(新設)